



鳥取県公報

平成14年7月15日(月)
号外第110号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(21)(給与課)..... 1

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年7月15日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

人事委員会規則第21号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「削除条項」という。)を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(昇格させた場合の給料月額) 第8条の4 略 2~4 略	(昇格させた場合の給料月額) 第8条の4 略 2~4 略 5 <u>降格した職員のうち、当該降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額又はその直近下位の給料月額に決定された職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第1項又は第2項の規定の適用については、第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。)</u> の1号給上位の号給」並びに同項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあるのは「対応号給」(当

該降格後の給料月額を調整号給表に定める号給より下位の号給に決定された職員が調整号給表に定める号給以上の給料月額から昇格する場合にあっては、「対応号給の1号給上位の号給」とするほか、当該降格後の給料月額を調整号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第2項第3号及び第4号中「対応号給の1号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とする。

5 降格した職員のうち次の各号に掲げる職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第1項又は第2項の規定の適用については、当該各号の定めるところによる。

- (1) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額（同じ額の給料月額がないときは、当該受けていた給料月額の直近下位の額の給料月額。次号において同じ。）に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（第3号に掲げる職員を除く。）第1項第2号中「対応号給」という。）の1号給上位の号給」とあるのは当該降格後の給料月額を調整号給表に定める号給より下位の号給に決定された職員が調整号給表に定める号給以上の給料月額から昇格する場合（以下「特定昇格」という。）以外の場合にあっては「対応号給」という。）と、同項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあるのは「対応号給」（特定昇格にあっては、「対応号給の1号給上位の号給」とするほか、当該降格後の給料月額を調整号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第2項第3号及び第4号中「対応号給の1号給上位の号給」とあるのは「対応号給」とする。
- (2) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額の直近下位の給料月額に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が認める職員（前号又は次号に掲げる職員を除く。）当該降格後の給料月額を調整号給表に定める号給以上の給料月額に決定された場合に限り、第1項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあるのは、「対応号給の1号給上位の号給」とする。
- (3) 2級以上下位の職務の級へ降格した職員 第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給。以下この条において「対応号給」という。）の1号給上位の号給」とあり、同項第3号及び第4号中「対応号給の2号給上位の号給」とあり、並びに第2項第3号及び第4号中「対応号給の1号給上位の号給」とあるのは「人事

委員会の定めるところにより得られる号給」と、第2項第2号中「対応号給」とあるのは「昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給）」とする。

6 略

第13条 職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。

(1)~(10) 略

(11) 前条の規定による昇給直後の給料月額又はこれに相当する給料月額を受けている職員（55歳を超える職員で人事委員会が定めるもの及び人事委員会が承認した者を除く。）

(12) 略

（特別昇給後の次期昇給）

第19条の2 第12条又は第14条の規定による昇給（以下この条において「特別昇給」という。）をした職員（55歳を超える職員を除く。次項において同じ。）については、当該特別昇給後の最初の昇給に係る昇給期間を当該特別昇給の直前の給料月額を受けていた期間を超えない期間の範囲内で短縮して、前条第1項に定める昇給の時期に直近上位の給料月額に昇給させることができる。

2 略

（期間の通算）

第21条 職員の給料月額が第3条の2、第4条、第5条、第6条、第7条、第7条の2、第8条の4第1項から第4項まで、第8条の5第1項若しくは第2項、第9条又は第9条の2の規定により決定された場合における最初の昇給の昇給期間については、次に定める期間を通算することができる。

(1)~(8) 略

(9) 第8条の4第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額が決定された場合で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しく

6 略

第10条の2 削除

（昇給を延伸する職員の年齢）

第10条の3 給与条例第4条第6項の人事委員会規則で定める年齢は、56歳とする。

（昇給しない職員の年齢）

第11条の2 給与条例第4条第9項の人事委員会規則で定める年齢は、58歳とする。

第13条 職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前条の規定は適用しないものとする。

(1)~(10) 略

(11) 前条の規定による昇給直後の給料月額又はこれに相当する給料月額を受けている職員（第11条の2に規定する年齢を超える職員で人事委員会が定めるもの及び人事委員会が承認した者を除く。）

(12) 略

（特別昇給後の次期昇給）

第19条の2 第12条又は第14条の規定による昇給（以下この条において「特別昇給」という。）をした職員（第11条の2に規定する年齢を超える職員を除く。次項において同じ。）については、当該特別昇給後の最初の昇給に係る昇給期間を当該特別昇給の直前の給料月額を受けていた期間を超えない期間の範囲内で短縮して、前条第1項に定める昇給の時期に直近上位の給料月額に昇給させることができる。

2 略

（期間の通算）

第21条 職員の給料月額が第3条の2、第4条、第5条、第6条、第7条、第7条の2、第8条の4第1項から第4項まで、第8条の5第1項若しくは第2項、第9条又は第9条の2の規定により決定された場合における最初の昇給の昇給期間については、次に定める期間を通算することができる。

(1)~(8) 略

(9) 第8条の4第1項第3号又は第2項第3号の規定により昇格後の給料月額が決定された場合で、その者の昇格した日の前日における給料月額が同条第1項第3号若しくは第4号又は第2項第3号若しく

は第4号の規定により当該昇給後の給料月額に決定されることとなる号給が2ある場合(当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が3以上ある場合を除く。)の下位の号給であるときは、昇格した日の前日における号給を受けていた期間が6月を超える場合に限り、3月

(10)~(13) 略

は第4号の規定により当該昇給後の給料月額に決定されることとなる号給が2ある場合(当該昇格後の給料月額に決定されることとなる給料月額が3以上ある場合を除く。)の下位の号給であるときは、昇格した日の前日における号給を受けていた期間が6月(給与条例第4条第6項の規定により昇給期間が18月とされている職員にあっては、9月)を超える場合に限り、3月

(10)~(13) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年鳥取県条例第45号。以下「改正条例」という。)附則第2項(改正条例附則第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定によりその昇給についてなお従前の例によることとされた職員に係る改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「新規則」という。)第13条第11号、第19条の2第1項及び第21条第9号の規定の適用については、なお従前の例による。

3 改正条例附則第3項本文(改正条例附則第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により昇給させることができることとされた職員に係る新規則第13条第11号及び第19条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「55歳を超える職員」とあるのは、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成14年鳥取県条例第45号)附則第3項本文(同条例附則第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による昇給をした職員」とする。

(改正条例附則第3項ただし書の人事委員会規則で定める職員)

4 改正条例附則第3項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、同項本文に規定する異動の後の給料月額を新規則第9条第2項、第9条の2第2項又は第22条第3項の規定により決定する際の計算の過程において改正条例附則第3項本文の規定による昇給をしたこととされたもの其他人事委員会の定める職員とする。

(改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める職員)

5 改正条例附則第4項の改正条例附則第2項に定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定めるものは、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第9条の4第2項に規定する国家公務員等から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者(以下「旧国家公務員等」という。)のうち、改正条例附則第2項に規定する基準日(以下「基準日」という。)において53歳を超え58歳を超えていないものとする。

6 改正条例附則第4項の改正条例附則第3項本文に定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事委員会規則で定めるものは、旧国家公務員等のうち、基準日において50歳を超え53歳を超えていないものとする。